

Business  
Report  
No.1403

# ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

「小規模宅地の評価減特例」が拡大  
新たに登場した登記要件に注意！

今月のトピック

Part 2

社長さん！  
社員が大変なことになる前に今すぐ対策を！



信頼と安心、そして未来へ…  
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／  
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL : <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索



0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN  
ここを聞いてください!!

今月のトピック  
Part 1

「小規模宅地の評価減特例」が拡大  
新たに登場した登記要件に注意！

マイホームの相続に欠かせない「小規模宅地の評価減特例」が1月以後の相続から大幅拡大される。

この特例は、被相続人が実際に住んでいた自宅の敷地を配偶者や同居の子どもが相続する場合、240平方メートルまでの部分について相続税評価を80%評価減するという制度。ここでいう「同居(居住)」要件については、近年ニーズの多い二世帯住宅に対応しておらず、使い勝手が悪かった。

これまで、二世帯住宅は、内階段や内廊下でつながっているなど二世帯を自由に行き来できる構造でなければ「同居」とは

みなされず適用はなかった。この杓子定規な取扱いに批判が集中していたが、2013年度税制改正により、内部で行き来できるか否かにかかわらず二世帯住宅であれば「同居」とみなされ、外階段タイプの完全分離型の二世帯住宅もその敷地全体が評価減特例の対象になることとされた。注意したいのは、改正により新たに「登記要件」が登場したこと。被相続人名義の土地全体が同特例の適用対象となるには、上に建っている一棟の二世帯住宅が区分登記されていないことが条件。例えば、1階に親世帯、2階に長男世帯が住む外階段タイプの二世帯住宅の場合、1階部分と2階部分がそれぞれ区分登記されている場合には特例の適用はないが、共有登記されていれば完全分離型の二世帯住宅でも敷地全体が特例適用になる。現在区分登記されているケースで適用を狙うなら、早めに共有登記を検討する必要がある。

これら二世帯住宅の同居要件の取扱いの拡大は、2014年1月以後の相続からの適用となる。



税理士の目

本社事業部 西村将人

2015年1月1日以降に発生する相続は、基礎控除額が「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」から「3,000万円+600万円×法定相続人の数」と現在の6割に縮小されます。そのため、この改正で相続税の課税対象者は現在の1.5倍に増加するとされています。

小規模宅地の特例は、今までも細かな改正がありましたが、現在でも多くの相続税の申告で適用されている規定です。ただ、特例の適用を受けるための要件や提出書類などに不備があれば、この特例を受けることができません。普段意識することが少ない問題ではありますが、正しい知識を持って申告に臨みましょう。

グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ | 創業65年を超える信頼と実績 | 200名を超える専門スタッフ | 主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい/指吸会計センター株式会社/司法書士法人ゆびすい登記センター/  
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター/公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>   TEL: 0120-640-171 Mail: [kigyo-info@yubisui.co.jp](mailto:kigyo-info@yubisui.co.jp)

今月のトピック  
Part 2

## 社長さん！ 社員が大変なことになる前に今すぐ対策を！

**最近**では社員が各種精神疾患になるケースが珍しくありません。たいてい「なぜ、あの人が？」と驚かれることでしょう。しかし、必ずシグナルが出ているものです。放置して収まる事態ではありません。見て見ぬふりをしてそのままにしておくと、社員が思い詰めて自殺してしまう可能性があります。そうなっては手遅れ。社員の残業時間や業務内容を把握し、何らかの手を打ちましょう。

### 「残業時間」と「業務内容」がポイント

**会社**は社員の労働時間を把握して、長時間労働や過重労働にならないよう配慮して、健康に注意する義務があります。社員が精神疾患にかかった場合、主に以下の2つがポイントになります。

- ・ 残業時間がどのくらいなのか？
- ・ 業務内容が通常業務以上にストレスがかかるものなのか？

**これまで**社員が過剰労働にて自殺した場合の裁判では、社員がうつ病などの精神疾患の既往症はなく、会社側も社員が自殺することを予見できなかったとしても、結果として多くのケースの原因がうつ病と考えられ、残業時間と業務内容からして自殺が予見できたと判断されているのです。

なので、ある社員に「膨大な残業」や「過重な業務集中」があることを把握したら、迅速に以下のような対応を取りましょう。

- ・ 人員補充
- ・ 業務分散
- ・ 残業の抑制
- ・ 責任分散
- ・ 納期延長

**また**、社員の言動等で精神疾患の疑いがある場合は、業務命令で直ちに医師への診断を受けさせるようにしましょう。

「業務に支障が出ている場合」や「自殺未遂を起こした場合」は、休職命令を出してでも、最悪の事態を避けることが必要なのです。

**この**「安全配慮義務」については、多くの会社で軽視されている傾向にあります。しかし、この問題は非常に重要。債務不履行で社員から訴えられると、企業のイメージダウンに直結します。

**最近**、あの社員は毎日遅くまで頑張っているな」と感心している場合ではありません。むしろ、精神疾患にかかっていないかケアをして、最悪の事態を回避しましょう。

### 社労士の目

特定社会保険労務士  
安本達也

近年、成果主義を重要視するあまり、個々の労働者が過剰な業務量を抱え、過剰な心理的負荷を負っている事が多々見られます。このような現状を見て見ぬふりすることは安全配慮義務違反となり会社が法的責任を負うことはもちろん、会社のイメージダウン、優秀な人材の流出等、負のスパイラルに陥ります。適正な人材の確保、配置、業務の見直しをはじめとする労務管理の見直しを行い、職場環境の改善を検討することが重要と言えるでしょう。



ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

#### 契約までに何をしますか？

- お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、  
ゆびすいの担当者との相性を  
ご確認頂きます。



国が支援する

中小企業・  
小規模事業者の方 必見!

# “ものづくり・商業・サービス・革新補助金”で 事業拡大しませんか?

新商品・新サービスの開発を考えている企業様におすすめです!



こんな **お悩み** をお持ちなら、一度ご相談ください!



ゆびすいの認定支援機関としてのサポート

<p><b>試作品開発 設備投資</b></p> <p>ものづくり補助金</p> <p>最大1,500万円の補助金を 利用して設備投資や新製 品開発をしたい方</p>	<p><b>新ビジネスモデル 革新的なサービス</b></p> <p>商業・サービス革新 補助金</p> <p>最大1,500万円の補助金を 利用して新規需要開拓を したい方</p>	<p><b>創業・事業承継</b></p> <p>創業者補助金 ~6月30日</p> <p>最大200万円の創業者・第二 創業(事業承継)向け補助金を 利用したい方</p>	<p><b>商品開発 販路開拓</b> (小規模事業者)</p> <p>小規模補助金</p> <p>最大200万円の補助金を利 用して新商品開発・新サービ ス開発・販路開拓をしたい方</p>
---	---	--	---

お気軽にお問い合わせください

**0120-640-171**

受付時間：平日

9:00~17:00

## ものづくり補助金実績

ゆびすいの採択率  
**70%以上**



全体の採択率  
約40%



平成25年度 実績

## ゆびすいの願い Our mission

創業以来70年、私共は常に中小事業者の皆様と共に成長して参りました。  
こんな時代だからこそ、こんなチャンスだからこそ、恩返しをしたい。  
本気で中小事業者の皆様の手助けをして、共に繁栄していきたい!  
これが私達のミッションです。